

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、五〇三人」を「四、三五一人」に改め、同条第二号中「四八八人」を「四七七人」に改め、同条第四号中「二四人」を「二一人」に改め、同条第五号中「一八八人」を「二二人」に改め、同条第七号中「一九九人」を「一五五人」に改める。

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第二条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一五〇人」を「一四五人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第三条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、三四四人」を「五、二〇七人」に改め、同条第二号中「一五、

〇四八八人」を「一四、九五六人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第四条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、〇六九人」を「五、〇八一一人」に、「一五〇人」を「一五一一人」に、「三二八人」を「三二九人」に、「一、四八〇人」を「一、四八四人」に、「一、五三二人」を「一、五三六人」に、「一、五七九人」を「一、五八一一人」に改め、同条第二号中「五三六人」を「五二〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。